

第7部

計画の推進に向けて

1 地域主権改革への対応

平成23年8月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（本項において「地域主権改革法」といいます）が公布されました。この法律により、指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準が都道府県、指定都市および中核市の条例に委任され、都道府県知事が処理している指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設および指定相談支援事業者の指定、報告命令、立入検査等が指定都市および中核市へ移譲される等の改正がありました。

(1) 条例の制定

地域主権改革法により、本市は「指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準」「指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準」「指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準」「指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」等を条例で定めなければなりません。富山県とも連携しながら、本市に適切な条例を定めます。

(2) 障害福祉サービス事業者等の指定、報告命令、立入検査等

地域主権改革法により、本市の障害福祉サービス事業者等の指定等を本市が行うこととなります。これにより、計画的な施設整備等が実施しやすくなり、報告命令や立入検査等もよりスピーディになると考えられます。適切な障害福祉サービス事業者等の指定と、適切な障害福祉サービス事業の運営がなされるよう、事業者の指導等に努めます。

2 自立支援協議会

障害のある人の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。

これを担う自立支援協議会が整備法により位置付けされ、サービス等利用計画の質の向上、地域移行のネットワークや資源開発、地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの役割の強化等が必要なことから、さらなる運営の活性化を図っていくことが求められています。

本市は、平成19年度に富山市障害者自立支援協議会を設置しています。障害者計画、障害福

社計画の推進のため、計画の進捗状況、実施事業等に対する評価を行い、効果的かつ適切な事業の推進に努めるとともに、地域が抱える様々な課題に対して自立支援協議会が中心となって取り組んでいきます。

3 一般就労への移行支援

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障害のある人の一般就労は広がりません。障害のある人の一般就労への移行を支援するため、障害のある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

(1) 就労移行支援事業の充実

- 就労継続支援事業所に就労移行支援事業の実施を要請するとともに、新たな事業所の参入を促進し、就労移行支援事業利用希望者のニーズに応じた事業所の増大を図ります。
- 就労移行支援事業所においては、支援対象者の状態に応じた個別支援計画を作成し、一般就労に向けた訓練等を実施するよう、指導します。

(2) 事業者への啓発、広報

- 障害のある人ができるかぎり一般就労できるよう、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者雇用について、地元の工場や商店など事業者の理解を促進するための啓発に努めます。
- 事業者に対し、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金や税制上の優遇措置等の周知を図ります。

(3) 雇用機会の拡大

- 障害のある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。
- 障害のある人の雇用環境に特別の配慮を行い、障害のある人を集中的に雇用する特例子会社の設置の普及に努めます。
- 障害のある人の雇用に結びつくよう、個々の態様に応じた委託訓練事業やトライアル雇用の活用を努めます。

(4) 雇用・就労の支援

- 就労を希望する障害のある人の就労に至る支援や障害のある人の就労を継続するための支援を行う障害者就業・生活支援センターのPRを行います。
- 障害のある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事を共にするジョブコーチ制度や、視覚・聴覚に障害のある人の業務を補助するヒューマンアシスタントの普及を図ります。
- 障害のある人の雇用を促進するため、事業主に対する支援の充実を図ります。
- 障害のある人が働きやすい職場環境にするための啓発活動に努めていきます。
- 就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。
- 国・県と連携して、障害のある人の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を促進します。

4 介護保険サービス提供事業所の利用

介護保険の訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所、居宅介護支援事業所等は、本市に数多くあります。これらの事業所が、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、相談支援等を実施することは可能と考えられます。そうすれば、障害のある人も自宅の近くの事業所のサービスを受けることが可能です。富山型デイサービスの発祥の地である本市は、介護保険サービスの介護サービス提供事業所をはじめ、介護保険担当部署と連携して、障害福祉サービスの介護サービス提供量の充実と障害特性に留意したサービスの質の向上をめざします。

5 虐待防止に対する取組み

平成23年6月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（本項において「障害者虐待防止法」といいます）が成立し、平成24年10月から施行されます。障害者虐待防止法に定める虐待の種類は、①身体的暴力による虐待、②性的虐待、③心理的外傷を与える虐待、④日常生活の世話の放棄、⑤経済的虐待、の5分類としています。また、虐待の

起こる場所を家庭内に限定しないで福祉施設や職場も想定し、虐待を行う者として、養護者のほか、福祉施設の職員や職場の上司等も想定範囲に含めた対策の必要性を明記しています。

虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識して、日々介護にあたるホームヘルパーや施設職員、相談業務を担当する職員、障害のある人の勤務先の職員、民生委員・児童委員、近隣住民等がその発見に努め、行政を含めた関係機関が連携して解決に当たらなければなりません。

本市においては、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の通報や届け出の受理、相談・指導・助言、広報等を行う機関である障害者虐待防止センターの機能を障害福祉課に持たせます。

障害者自立支援協議会を活用して、障害者虐待防止センター機能が十分発揮できるよう、福祉事務所、児童相談所、心の健康センター、保健所、消費生活センター、障害者（児）団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組んでいきます。

また、住民からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害のある人の安全の確認や事実確認を行うことができる体制を整備します。

6 広報・啓発

この計画は、行政が中心になって、福祉、医療、労働分野の関係者や障害福祉サービス提供事業所等の協力を得て進めていく必要があります。また、サービスを受けることができる人が、サービス内容・手続き等を知らなければサービスを受けることができません。

この計画および障害者自立支援法のサービス等の広報・啓発に努めます。